

議案第53号

福岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与等について所要の改正を行うとともに、時間外勤務代休時間制度を導入することに伴い、時間外勤務手当の取扱いについて必要な事項を定める等の必要があるによる。

福岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 福岡市職員の給与に関する条例(昭和26年福岡市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(この条例の目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、福岡市職員(以下「職員」という。)の給与(費用弁償(通勤手当に相当する給付に限る。以下同じ。))を含む。以下同じ。)に関する事項を定めることを目的とする。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第4条第2項中「第22条の2に規定する職員」を「フルタイム会計年度任用職員(法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。)及びパートタイム会計年度任用職員(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。)」に改める。

第6条の2第1項中「同項の規定により」を「同項又は法第28条の6第2項の規定によ

り」に改め、同条第2項中「のうち」の次に「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項又は」を加え、「任期付職員条例第3条の規定により任期を定めて採用された職員」を「第4条及び前条の規定にかかわらず、これらの規定による当該短時間勤務職員」に改める。

第6条の3中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

第9条第2項第7号中「明治31年法律第9号」を「明治29年法律第89号」に改める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第5項中「前各項」を「第1項から第4項まで」に、「労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第3号に定める者」を「勤務条件条例第5条第1項の規定により正規の勤務時間以外の時間において勤務を命じられた職員」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 勤務条件条例第5条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第21条の5を次のように改める。

（任期付短時間勤務職員についての適用除外）

第21条の5 第8条の2から第10条まで及び第10条の3の規定は、育児休業法第18条第1項又は任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員には、適用しない。

第22条の2を次のように改める。

(臨時的任用職員についての適用除外)

第22条の2 第6条第3項及び第5項から第10項までの規定は、臨時的任用職員には、適用しない。

第22条の4の次に次の見出し及び3条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第22条の5 フルタイム会計年度任用職員には、本条の定めるところにより給与を支給する。

2 フルタイム会計年度任用職員の受ける給与の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

3 前項の給料は、月額とし、行政職給料表5級の最高の号給の給料月額(医師及び歯科医師にあつては、医療職給料表(1)2級の最高の号給の給料月額)を超えない範囲内で他の職員(給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)との権衡及びその職務の特殊性等を考慮して規則で定める。

4 フルタイム会計年度任用職員のうち医師及び歯科医師には、他の職員との権衡を考慮して規則で定めるところにより、初任給調整手当を支給する。

5 第11条第1項各号のいずれかに該当するフルタイム会計年度任用職員には、他の職員の例により通勤手当を支給する。ただし、任用の事情を考慮する必要がある場合等これにより難しい場合は、規則で定めるところにより別に通勤手当を支給することができる。

6 フルタイム会計年度任用職員のうち規則で定めるものには、他の職員の例により期末手当を支給する。

7 第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員に準用する。この場合において、同条第1項中「地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項」とあるのは「地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項及び第3項又は福岡市議会

の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年福岡市条例第51号)第2条の2」と、同条第2項から第5項までの規定中「給料, 扶養手当, 地域手当及び住居手当」とあるのは「給料及び地域手当」と読み替えるものとする。

8 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは, 休日又は代休日である場合その他規則で定める場合を除くほか, その勤務しない1時間につき, 次項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

9 第2項の給料及び手当の支給並びに勤務1時間当たりの給与額の算出については, 第3項から前項までに定めるもののほか, 他の職員の例による。この場合において, 第10条の2第2項中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは, 「医師及び歯科医師」と読み替えるものとする。

10 フルタイム会計年度任用職員については, 本条に規定する給与以外の給与は支給しない。

第22条の6 パートタイム会計年度任用職員には, 本条の定めるところにより給与を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員の受ける給与の種類は, 報酬, 費用弁償及び期末手当とする。

3 前項の報酬は, 基本となる報酬(フルタイム会計年度任用職員に支給する給料に相当するものをいう。以下同じ。)のほか, フルタイム会計年度任用職員に支給する初任給調整手当, 地域手当, 特殊勤務手当, 時間外勤務手当, 休日勤務手当, 夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬とする。

4 基本となる報酬の額は, 月額, 日額又は時間額で定めるものとし, フルタイム会計年度任用職員の給料との権衡を考慮して規則で定める。

5 パートタイム会計年度任用職員には, フルタイム会計年度任用職員の通勤手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより, 費用弁償を支給する。

6 パートタイム会計年度任用職員のうち規則で定めるものには, フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める基準に従い, 期末手当を支給する。

7 第22条の3及び第22条の4の規定は, パートタイム会計年度任用職員に準用する。

8 第4項から前項までに定めるもののほか, パートタイム会計年度任用職員の給与の支給及び減額並びに勤務1時間当たりの給与額の算出については, 他の職員及びフルタイ

ム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める。

9 パートタイム会計年度任用職員については、本条に規定する給与以外の給与は支給しない。

第22条の7 前2条の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮して規則で定めるフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の給与については、他の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮して、別に規則で定めるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の給与改定の時期については、任用の事情等を考慮して規則で定める。

議案第53号

別表第1中

職務の級 号 給	1 級 給料月額	職務の級 号 給	1 級 給料月額
	円		円
1	128,000	1	136,000
2	129,000	2	137,200
3	130,000	3	138,400
4	131,000	4	139,600
5	131,900	5	140,900
6	132,900	6	142,300
7	133,900	7	143,700
8	134,900	8	145,100
9	136,000	9	146,600
10	137,200	10	148,100
11	138,400	11	149,600
12	139,600	12	151,100
13	140,900	13	152,500
14	142,300	14	154,000
15	143,700	15	155,500
16	145,100	16	157,000
17	146,600	17	158,400
18	148,100	18	160,300
19	149,600	19	162,200
20	151,100	20	164,100
21	152,500	21	166,000
22	154,000	22	168,000
23	155,500	23	170,000
24	157,000	24	172,000
25	158,400	25	173,800
26	160,300	26	175,600
27	162,200	27	177,400
28	164,100	28	179,200
29	166,000	29	180,800
30	168,000	30	182,500
31	170,000	31	184,200
32	172,000	32	185,900
33	173,800	33	187,400
34	175,600	34	189,100
35	177,400	35	190,800
36	179,200	36	192,500
37	180,800	37	194,000
38	182,500	38	195,300
39	184,200	39	196,600
40	185,900	40	197,900
41	187,400	41	199,000
42	189,100	42	200,300
43	190,800	43	201,600

44	192,500		44	202,900	
45	194,000		45	204,000	
46	195,300		46	205,100	
47	196,600		47	206,200	
48	197,900		48	207,300	
49	199,000		49	208,200	
50	200,300		50	209,300	
51	201,600		51	210,400	
52	202,900		52	211,500	
53	204,000		53	212,400	
54	205,100		54	213,400	
55	206,200		55	214,400	
56	207,300		56	215,400	
57	208,200		57	216,400	
58	209,300		58	217,400	
59	210,400		59	218,400	
60	211,500		60	219,400	
61	212,400	を	61	220,200	に改める。
62	213,400		62	220,900	
63	214,400		63	221,600	
64	215,400		64	222,300	
65	216,400		65	222,800	
66	217,400		66	223,500	
67	218,400		67	224,200	
68	219,400		68	224,900	
69	220,200		69	225,400	
70	220,900		70	225,800	
71	221,600		71	226,200	
72	222,300		72	226,600	
73	222,800		73	227,100	
74	223,500		74		
75	224,200		75		
76	224,900		76		
77	225,400		77		
78	225,800		78		
79	226,200		79		
80	226,600		80		
81	227,100		81		
82			82		
83			83		
84			84		
85			85		
86			86		
87			87		
88			88		
89			89		
90			90		
91			91		
92			92		

議案第53号

93		93	
94		94	
95		95	
96		96	
97		97	
98		98	
99		99	
100		100	
101		101	
102		102	
103		103	
104		104	
105		105	
106		106	
107		107	
108		108	
109		109	
110		110	
111		111	
112		112	
113		113	
114		114	
115		115	
116		116	
117		117	
118		118	
119		119	
120		120	
121		121	
122		122	
123		123	
124		124	
125		125	

別表第2 イ 医療職給料表(2)中

職務の級 号 給	1 級 給料月額	職務の級 号 給	1 級 給料月額
	円		円
1	128,000	1	136,000
2	129,000	2	137,200
3	130,000	3	138,400
4	131,000	4	139,600
5	131,900	5	140,900
6	132,900	6	142,300
7	133,900	7	143,700
8	134,900	8	145,100
9	136,000	9	146,600
10	137,200	10	148,100
11	138,400	11	149,600
12	139,600	12	151,100
13	140,900	13	152,500
14	142,300	14	154,000
15	143,700	15	155,500
16	145,100	16	157,000
17	146,600	17	158,400
18	148,100	18	160,300
19	149,600	19	162,200
20	151,100	20	164,100
21	152,500	21	166,000
22	154,000	22	168,000
23	155,500	23	170,000
24	157,000	24	172,000
25	158,400	25	173,800
26	160,300	26	175,600
27	162,200	27	177,400
28	164,100	28	179,200
29	166,000	29	180,800
30	168,000	30	182,500
31	170,000	31	184,200
32	172,000	32	185,900
33	173,800	33	187,400
34	175,600	34	189,100
35	177,400	35	190,800
36	179,200	36	192,500
37	180,800	37	194,000
38	182,500	38	195,300
39	184,200	39	196,600
40	185,900	40	197,900
41	187,400	41	199,000
42	189,100	42	200,300
43	190,800	43	201,600

議案第53号

44	192,500		44	202,900	
45	194,000		45	204,000	
46	195,300		46	205,100	
47	196,600		47	206,200	
48	197,900		48	207,300	
49	199,000		49	208,200	
50	200,300		50	209,300	
51	201,600		51	210,400	
52	202,900		52	211,500	
53	204,000		53	212,400	
54	205,100		54	213,400	
55	206,200		55	214,400	
56	207,300		56	215,400	
57	208,200		57	216,400	
58	209,300		58	217,400	
59	210,400	を	59	218,400	に改める。
60	211,500		60	219,400	
61	212,400		61	220,200	
62	213,400		62	220,900	
63	214,400		63	221,600	
64	215,400		64	222,300	
65	216,400		65	222,800	
66	217,400		66	223,500	
67	218,400		67	224,200	
68	219,400		68	224,900	
69	220,200		69	225,400	
70	220,900		70	225,800	
71	221,600		71	226,200	
72	222,300		72	226,600	
73	222,800		73	227,100	
74	223,500		74		
75	224,200		75		
76	224,900		76		
77	225,400		77		
78	225,800		78		
79	226,200		79		
80	226,600		80		
81	227,100		81		
82			82		
83			83		
84			84		
85			85		
86			86		
87			87		
88			88		
89			89		
90			90		
91			91		
92			92		

93
94
95
96

97
98
99
100

101
102
103
104

105
106
107
108

109
110
111
112

113
114
115
116

117
118
119
120

121

93
94
95
96

97
98
99
100

101
102
103
104

105
106
107
108

109
110
111
112

113
114
115
116

117
118
119
120

121

(福岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 福岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年福岡市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「当分の間」を「平成33年3月31日までの間」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中福岡市職員の給与に関する条例第9条第2項第7号及び第14条の改正規定並びに第2条の規定 公布の日
 - (2) 第1条中福岡市職員の給与に関する条例第15条第5項の改正規定、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に2項を加える改正規定、別表第1及び別表第2 イ 医療職給料表(2)の改正規定並びに次項、附則第3項及び附則別表の規定 平成31年4月1日
 - (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成32年4月1日

(号給の切替え)

- 2 平成31年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の福岡市職員の給与に関する条例別表第1又は別表第2 イ 医療職給料表(2)の適用を受けていた職員であって、1級に属していた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表に定める号給とする。
- 3 前項に定めるもののほか、号給の切替えに関し必要な経過措置は、市長が定める。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の日前において、この条例による改正前の福岡市職員の給与に関する条例第22条の2の規定により支給事由の生じた給与の支給については、なお従前の例による。

附則別表

号給の切替表

旧号給	新号給
1	1
2	1
3	1
4	1

5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	2
11	3
12	4
13	5
14	6
15	7
16	8
17	9
18	10
19	11
20	12
21	13
22	14
23	15
24	16
25	17
26	18
27	19
28	20
29	21
30	22
31	23
32	24
33	25
34	26
35	27
36	28
37	29
38	30
39	31
40	32
41	33
42	34
43	35
44	36
45	37

議案第53号

46	38
47	39
48	40
49	41
50	42
51	43
52	44
53	45
54	46
55	47
56	48
57	49
58	50
59	51
60	52
61	53
62	54
63	55
64	56
65	57
66	58
67	59
68	60
69	61
70	62
71	63
72	64
73	65
74	66
75	67
76	68
77	69
78	70
79	71
80	72
81	73